

## 議案第44号

門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に  
関する基準を定める条例の一部改正について

門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める  
条例（令和4年門真市条例第35号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決  
を求める。

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

## 提案理由

地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化を行うにつき、本条例案を提出す  
るものである。

門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（令和4年門真市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(包括的支援事業の実施に関する基準)</p> <p><b>第2条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね6,000人以上である場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（門真市地域包括支援センター運営協議会（門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）に規定する門真市地域包括支援センター運営協議会をいう。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。）は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 省令第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人</p> <p>(2) 担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の部分につきおおむね2,000人までごとに、省令第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者のいずれか1人</p>	<p>(包括的支援事業の実施に関する基準)</p> <p><b>第2条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね6,000人以上である場合に置くべき_____職員及びその員数_____</p> <p>_____は、_____次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 専らその職務に従事する常勤の職員であって、原則として省令第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人</p> <p>(2) 担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の部分につきおおむね2,000人までごとに、原則として省令第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者のいずれか1人</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。